

京情審答申第134号
平成30年3月30日

京都府知事
山田 啓二 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年9月7日付け7家第542号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年6月25日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年京都府条例第6号）第7条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「2013年2月28日以降に福知山警察少年課より福知山児童相談所に通知された〇〇中のいじめの件についての書類、報告書」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成27年8月24日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として、〇〇年〇〇月〇〇日付け児童通告書及び調査概要結果通知書を特定し、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成27年8月28日、異議申立人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成27年9月7日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

〇〇年〇〇月〇〇日付け児童通告書（以下「本件通告書」という。）別紙の「2. 処遇意見」中、児童の状況がわかる記述については、公開

しても個人の権利利益を害するおそれはないため、公開すべきである。

第5 実施機関の説明の要旨

本件通告書別紙に記載されているいじめを受けた児童の状況に関する情報については、条例第6条第1号に掲げる個人に関する情報であって、個人が特定され得るものうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものに該当するため、当該部分を非公開とした。

第6 審査会の判断理由

1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、実施機関が条例第6条第1号に掲げるおそれがある情報に該当するとして本件通告書別紙の「2 処遇意見」中、児童の状況がわかる記述を非公開とした本件処分は妥当ではないと主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

同号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

本件通告書別紙の「2 処遇意見」に記載されている、いじめを受けた児童の状況がわかる情報については、当該いじめを受けた児童がどのような状況になっているかが記録されているものであり、当該情報は、個人に関する情報であって、個人が特定され得るものうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるので、同号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

2 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 9 月 7 日	諮問書の受理
平成 27 年 9 月 24 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 27 年 12 月 1 日	第 1 回審査会
平成 28 年 1 月 29 日	第 2 回審査会
平成 28 年 10 月 26 日	第 3 回審査会
平成 28 年 12 月 21 日	第 4 回審査会
平成 30 年 3 月 30 日	答 申